

# 星薬科大学薬学部創薬科学科（薬学教育4年制）学生の薬剤師国家試験受験資格取得に対する評価項目および自己評価

本自己評価は、薬学4年制教育を修了した学生が薬剤師国家試験受験資格を取得するために必要な課程を設置する大学が備えるべき教育課程の評価項目を示したものである。

本学は、薬学部創薬科学科（4年制）と薬学科（6年制）の2学科を設置しているが、創薬科学科の学生が薬剤師国家試験の受験資格を取得するためには、卒業後、本学大学院薬学研究科総合薬科学専攻修士課程（博士前期課程）に進学して専門分野における学識を深め、修了後に科目等履修生医療薬学専修コースもしくは博士課程（博士後期課程）に進学し（以下「医療薬学専修コース等」という。）、2～3年をかけて薬学科が履修すべき単位（創薬科学科在学中に修得した単位で薬学科と共通のものを除いた単位）を履修することにより、本学薬学科を卒業した学生と同等の知識、技能、態度を修得させることとしている。

すなわち、当該教育課程（医療薬学専修コース等）を修めることにより星薬科大学薬学部創薬科学科（4年制学科）卒業生が薬学部薬学科（6年制学科）卒業生と同等の知識、技能、態度を有していることを本評価により示すものである。

なお、この自己評価の結果は本学ホームページにて公表するとともに、一般社団法人薬学教育評価機構に評価結果を報告し、同機構ホームページから評価結果を閲覧できるよう本学のホームページにリンクされる。

## 1. ヒューマニズム教育・医療倫理教育

薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する教育が体系的かつ効果的に行われていること。

- 【1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。
- 【2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行われていること。
- 【3】医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が行われていること。

本学薬学部〔創薬科学科（4年制）、薬学科（6年制）〕共通の考え方として、薬は人の命に関わるものであり、薬学教育においてヒューマニズム教育や医療

倫理教育は不可欠なものであるとしており、「生命と倫理」、「薬学への招待」を両学科共通の必修科目として1年次に履修することとしている。「薬学への招待」においては薬学の歴史や薬剤師の活動分野、また薬害被害者の方を招聘しての講義等も実施しており、薬を取り扱う者として身につけるべき倫理観や使命感に対する導入教育としている。また、3年次には「医療心理学」を前述の科目同様に両学科共通の必修科目として開講しており、自己分析や他者理解、カウンセリングマインドについての教育を行っている。その後、医療薬学専修コース等1年目の事前実習による患者への接遇等、薬剤師としての立場で医療提供者に接する教育を実践した後、医療薬学専修コース等2年目の病院・薬局実務実習に臨む体制を採っている。

## 2. 教養教育

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【1】薬学準備教育ガイドラインをふまえ、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

本学の教養教育は、創薬科学科（4年制）と薬学科（6年制）の区別なく行っており、薬学準備教育ガイドラインをふまえて幅広い分野の科目を設定している。学生は1年次前期から3年次前期にかけて開講する30科目（30単位）の中から7科目（7単位）を選択し、履修することとしている。実際には同時開講であるため、学生は4～5科目から1科目を選択することになるが、「文学と表現」、「スポーツ実技」、「法学概論」、「現代経済論」、「政治思想史」、「日本研究入門」、「西洋文化論」、「ジェンダー論」、「映像文化論」、「脳と行動」、「エコロジー論」等、幅広い分野の科目を開講し、知性を養い、様々な角度から物事を見ることができると人間性を育む一助とするようにしている。

また、外国語教育としては、1年次に第2外国語を選択必修として設定している他、1年次に「英語Ⅰ」、2年次に「英語Ⅱ」、3年次に「薬学英语Ⅰ」、4年次には「薬学英语ⅡA、ⅡB」を全学生が履修するように設定しており、1年次前期から4年次後期まで英語を学修する機会を継続的に提供し、教育している。

自然科学科目は薬学教育の基礎として不可欠なことから、両学科共通で1年次に「数学」、「物理学」、「化学」、「基礎の生物（植物）」、「基礎の生物（動物）」を、2年次に「統計」を必修科目として開講しており、物理化学、有機化学、生化学等へ系統的に学修を進めることとしている。

**【2】相手の話を傾聴し、共感するなど、十分なコミュニケーション能力を身につけるための教育が行われていること。**

薬学科（6年制）においては、チーム医療に不可欠なコミュニケーションを理解し、身につけるために1年次に「医療の担い手としての心構え」、2年次に「信頼関係」で患者や他の医療従事者とのコミュニケーションの重要性を講義し、4年次には「患者情報」で患者や介護者へのインタビューの必要性等を講義しており、それらを踏まえて4年次の「事前実習」で、処方せんへの疑義照会や模擬患者への服薬指導を実践形式（ロールプレイ）で学修することとしている。

なお、創薬科学科（4年制）の学生は、1年次の「医療の担い手としての心構え」、2年次の「信頼関係」については、選択科目として履修することが可能であるが、「患者情報」や「事前実習」は薬学科特有の科目であるので、創薬科学科在学中に履修することができないため、医療薬学専修コース等においてそれらを全て学修することとなっている。（「医療の担い手としての心構え」および「信頼関係」を選択していない場合も同様である。）

### 3. 体験学習

学習意欲の向上を目指し、真摯な姿勢で体験学習が行われていること。

**【1】薬剤師が活躍する現場などを広く見聞させていること。**

**【2】体験学習の成果を発表会や総合討論で発表するなど、学習効果を高める工夫がなされていること。**

本学の早期体験学習は Part I と Part II に分けて実施しており、Part I は4月に不自由体験や講演会およびグループディスカッションを行っており、Part II は7月下旬から8月上旬にかけて病院、薬局の見学もしくは研究施設の見学をすることとしている。薬学科（6年制）は病院もしくは薬局の見学を、創薬科学科（4年制）は研究施設の見学を原則としているが、創薬科学科の学生にはエクストラとして病院または薬局の見学を可としており、毎年2割程度の学生が研究施設の見学に加え、病院等を見学を行っている。見学については、全員が報告書を作成することとしているが、それに加えて早期体験学習 Part II の総括として薬学科・創薬科学科合同で発表会を開催している。発表するのは抽選による5～6施設程度であるが、発表会は座席指定で全員参加を義務付けており、パワーポイントを使用した発表の後、質疑応答の時間を設け、毎年活発

な討論が行われている。また、発表会においては、臨床系教員が司会役となり、各施設の発表に補足やコメントを加え、学生の理解を推進し、病院や薬局での業務の実態を解説する機会としている。

#### 4. 医療安全教育

薬害、医療過誤、医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

- 【1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。
- 【2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療施設における安全管理者を講師とするなど、肌で感じ、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な視点を養うための教育に努めていること。

薬剤師を目指す薬学科（6年制）のみならず、創薬に関わることを目的とする創薬科学科（4年制）においても薬害や医療過誤、医療事故は重大な問題であることから、1年次の「薬学への招待」においては薬害被害者の方を招聘しての講義を実施しており、その後、薬や薬学についての様々な知識を積み上げた後、4年次の「医薬品科学Ⅰ」で臨床試験や副作用について学修することとしている。医療薬学専修コース等に入った後も「医薬品開発と生産の流れ」で代表的な薬害について学修し、「患者情報」によりチーム医療における情報の共有化を「薬剤師を取り巻く法律と制度」により医療過誤、リスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を学修することとしている。また、それらは「事前実習」においても臨床系教員もしくは実務の経験のある非常勤講師により調剤過誤の回避や対処方法として実習形式で教育することとしている。

#### 5. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した構成の教育課程と教育目標を設定した教育が行われていること。

- 【1】薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠した各授業科目が設定されていること。
- 【2】科学的思考力の醸成、技能および態度を修得するため、実験実習が十分に実施されていること。

薬学教育6年制開始にあたり、「カリキュラム検討委員会」を発足させ、薬学

教育モデル・コアカリキュラムに適合したカリキュラムの構築とシラバスの作成を行っており、本学の薬学教育はそれに基づいて実践されている。6年制と同時にスタートした新たな4年制教育においても、薬学教育の基礎については共通であることから1、2年生については6年制の特徴をなす一部の科目を除いて同じカリキュラムとしており、6年制の特徴をなす科目についても、選択科目として履修可能（履修しなかった場合は医療薬学専修コース等に入った後の履修）としている。3年次、4年次においては創薬に関する一部科目が異なるものの、共通科目も多く開講しており、また科学的思考力と技能を修得するために不可欠であるとの判断から、学内における専門実習および演習については、薬学科（6年制）および創薬科学科（4年制）ともすべて共通で行っている。

なお、シラバスについては、「担当教員名」、「一般目標」、「到達目標」、「受講心得・準備学習等」、「各回の内容」、「成績評価の方法・基準」、「教科書」、「参考書など」が薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合する内容で記載されている。

実験・実習については薬学教育の中でも技能および態度を修得するため重要なものであると位置づけ、1年次に情報科学の実習を配置しているが、専門科目の実習は（事前実習、特別実習＝卒論を除き）2年次から3年次に、両学科共通で配置している。

2年次開講の専門科目の実習	3年次開講の専門科目の実習
「物理系実習Ⅰ」（薬品物理化学）	「物理系実習Ⅱ（薬品分析化学）」
「化学系実習Ⅰ」（薬化学）	「物理系実習Ⅲ（病態機能制御学）」
「化学系実習Ⅱ」（薬品製造化学）	「化学系実習Ⅲ（生薬学）」
「生物系実習Ⅰ」（生化学）	「生物系実習Ⅳ（臨床化学）」
「生物系実習Ⅱ」（機能形態学）	「生物系実習Ⅴ（衛生化学）」
「生物系実習Ⅲ」（微生物学）	「薬理系実習」
	「製剤系実習」

**【3】各科目は、各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）の修得に適した学習方法にて実施されていること。**

本学のカリキュラムは、基礎（自然科学）・専門基礎・専門応用・臨床薬学と学年進行に伴って高度化するように配列している。座学（講義）による知識の獲得に加え実習により技能や態度を修得できるような設定となっている。

なお、実習においては、関連する講義を同時期もしくは実習よりも前の学期に受講するようにしており、講義で学んだことを実習において実際に確認し、

知識を確かなものとしてできるように配置している。

**【4】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。**

本学のカリキュラムは、基礎から専門、応用へと展開されるが、毎年4月初めに「修学の手引き」（シラバスを内包）を全学生に配付するとともに、学年ごとにガイダンスを行い、その年度の目標や開講される科目の特徴等の説明を行っている。

大別すると基礎的な科目は1・2年次に、専門、応用的な科目は3・4年次に多く開講しているが、基礎科目と応用科目（臨床的な科目を含む）において同一もしくは同系列の教科書を使用する等、有機的に連動させながら系統的に行われている。

**【5】効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。**

本学の薬学科（6年制）カリキュラムは1・2年次に基礎科目を多く配置し、学年進行によりスムーズに専門科目の知識を修得していけるように策定している。一例をあげると1年次に物理化学の基礎、2年次に物理化学の応用と分析化学、3年次に分析化学の応用と物理薬剤学・製剤学、4年次には薬物の投与形態や標的指向化を学ぶDDSを配置するカリキュラムとしており、既に学んだ科目から次の科目へと系統立った知識の習熟ができるように配慮している。

また、同系の科目のみならず、2年次に物理化学系において分析化学の基礎を身に付けた学生に対して3年次に化学系の構造解析関連の科目を配置するなど、当該科目と他科目の領域を超えた関連性にも配慮したカリキュラム編成を行っている。

このことは基礎から応用までの多くの科目を共通に開講している創薬科学科（4年制）のカリキュラムにおいても同様であり、さらには、薬学科に特化した必修科目の多くは選択科目として受講できる体制を採っている。

また、前述したように、薬学科、創薬科学科共通で実施される実習においては、関連する講義を同時期もしくは実習よりも前の学期に受講するようしており、講義で学んだことを実習において実際に確認し、知識を確かなものとしてできるように配置している。

**【6】 6年制で必要とされる各教科単位を、集中して取得することなく、適切な時期に適切な単位を取得できるよう配慮すること。**

本学の薬学科（6年制）と創薬科学科（4年制）は基礎から応用までの多くの科目を共通に開講しているが、【5】にも記載したように、創薬科学科の学生は薬学科に特化した必修科目の多くを選択科目として在学中に履修できるようにしている。

また、大学院修士課程（博士前期課程）在学中に、薬剤師国家試験の受験資格取得を目指す学生に対しては、修士課程の活動や学修を妨げない範囲で、最高8単位まで薬学科の科目の受講を認めることとしている。

修士課程修了後、科目等履修生医療薬学専修コースに入学するか、もしくは博士課程（博士後期課程）に進学し、薬学科で必要とされている単位の取得を目指すことになるが、1年目に講義を中心とした科目と事前実習、2年目に病院・薬局実務実習および演習関連科目の履修をするように指導しており、取得できなかった科目がある場合は、3年目に取得することとしている。

## 6. 実務実習事前学習

実務実習事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

**【1】 教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。**

事前学習は修士課程終了後、医療薬学専修コース等の1年目に行うが、薬学科（6年制）の4年生とともに行うこととしており、実務実習モデル・コアカリキュラムのSBOすべてを含み、その学修方法、時間、場所に関してもモデル・コアカリキュラムに準拠している。

**【2】 実務実習モデル・コアカリキュラムに沿った学習方法、時間数、場所等で実務実習事前学習が行われていること。事前学習と実務実習の期間が1年以上離れている場合は、実務実習前に再度、事前学習の内容の復習を行っていること。**

【1】に記載したように事前学習は医療薬学専修コース等の1年目に薬学科（6年制）の4年生とともにいき、その内容は実務実習モデル・コアカリキュラムに沿ったものとなっている。事前学習は講義、実習等全127コマ分を4

月から6月および10月から11月ならびに12月に実施している。学習場所は、調剤実習室、無菌製剤室、モデル病院薬局、モデル調剤薬局などであり、調剤実習室では基本的な調剤（散剤、水剤、軟膏剤）方法を修得し、無菌製剤室では無菌操作による製剤および注射薬の混合方法の基礎を、モデル病院薬局においては、院内処方せんを調剤し、患者に薬の情報を提供するまでの流れを、モデル調剤薬局では患者の初回のインタビュー、院外処方せん調剤、薬の情報提供および一般薬・サプリメントなどの相談、販売業務を実践している。

また、1年目に共用試験を受験し、合格した場合、2年目に病院および薬局の実務実習を行うこととしているため、事前学習と実務実習が1年以上空くことはない。

**【3】適切な指導体制の下で実施された実務実習事前学習が行われていること。**

研究力の強化も重要なものと位置付けている本学が、どのような薬剤師を育成し、世の中に輩出するかを検討・協議するために実務実習委員会（教授、准教授、事務職員の計8名で構成）を組織し、事前学習（事前実習）および実務実習の現状と問題点、教員の再教育、臨床系教員の組織の在り方等について検討し、それらの実習が円滑かつ効果的に行われるようにしている。

実務実習委員会の検討を受け、事前学習の効果を学生に最大限に発揮させるためには、事前学習に携わる指導者が十分な実務経験と学識を有していることが必要であることから、本学の事前学習においては、臨床系教員8名（いずれも専任教員）を中心に実務経験のある多くの非常勤講師（平成25年度は66名）で指導にあたっている。

平成25年5月1日現在

担当教員数	役職	実務経験の有無	常勤・非常勤	備考
1名	教授	有	常勤	実務経験10年以上
2名	准教授	有	常勤	実務経験10年以上
3名	講師	有	常勤	実務経験10年以上
2名	講師	有	常勤	実務経験5年以上
66名	非常勤講師	有	非常勤	病院薬剤師または薬局薬剤師（経験者を含む）

**【4】実務実習事前学習の時期は、学習効果が高められる時期に設定されていること。**

医療薬学専修コース等の事前学習は薬学科（6年制）の4年生とともに行わ

れるが、集中して受講するのではなく、1つ1つの知識を確実なものにするために4月に8日間の全体学習・実習、5月から6月にかけて18日間の実習、10月に12日間の実習、12月に4日間の集中実習と達成度に応じて補習をする等、年間をとおして実施するスケジュールとしている。

**【5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価された実務実習事前学習が行われていること。**

本学の事前学習は実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して作成されたシラバスに沿って実施された講義、演習、実習、スモールグループディスカッションを行っており、それぞれ、レポートなどにより、実務実習事前学習で修得すべき知識、技能、態度に関する目標の到達度の評価を実施している。

## 7. 薬学共用試験

薬学共用試験（C B TおよびO S C E）を通じて実務実習を履修する能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

**【1】実務実習を行うために必要な能力を修得しており、薬学共用試験センターが提示した合格基準をクリアするなど実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。**

薬学共用試験は毎年行っており、薬学共用試験センターの実施要項に基づき、医療薬学専修コース等の学生は1年目に薬学科4年生と同一の試験日、同一の合格基準により実施する。

平成25年度の試験日は O S C E 平成25年12月21日  
C B T 平成26年1月8日・9日

**【2】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいた薬学共用試験を実施し、薬学共用試験センターの提示した合格基準にて判定していること。**

医療薬学専修コース等の学生は薬学科4年生と同一の試験を受験し、合格基準も同一である。

**【3】 C B T 委員会および O S C E 委員会が組織され、公正かつ円滑に薬学共用試験を実施する体制が確立されていること。**

薬学共用試験に対応するために、薬学共用試験センターとの連絡窓口となり本学の薬学共用試験実施についての調整を行う C B T 委員会（教授、准教授、事務職員の計 6 名で構成）、O S C E 委員会（教授、准教授の計 4 名で構成）に加え、実施の具体的な計画・調整を行う C B T 実施委員会（教授、准教授、講師の計 1 5 名で構成）、O S C E 実施委員会（教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員の計 1 4 名で構成）を組織しており、薬学共用試験センターの実施要項に従い準備を行い、薬学共用試験センターより派遣されたモニター員による事前審査、試験当日の審査を受け、公正かつ円滑に試験が行われる体制としている。

## 8. 病院・薬局実習

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

実務実習を行うために、実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

実務実習機関、実習施設との連携等が、当該大学の 6 年制教育におけるものと全く同様に実施されていること。

**【1】 実務実習に関する責任体制が明確にされていること。**

本学では、薬学教育研究センターに実務教育研究部門を設置し、部門長（兼務）の他、専任の臨床系教員 8 名を配属し、また、サポートする事務部門として医療実習実務担当部（専任職員 3 名、臨時職員 1 名）を設置し、実務実習に対応している。

これらの部門および担当部は事前実習から提携病院および関東地区調整機構との折衝、実務実習の振り分け、実務実習の実施、終了後の事後学習・発表会までの全ての業務を担当しており、実務実習の入口から出口までの全ての業務の責任を負っている。

また、6 の【3】で述べたように実務実習委員会を組織し、実務実習の現状と問題点、教員の再教育、臨床系教員の組織の在り方等について検討しており、実務実習に臨む大学側の体制を強化している。

さらに、病院・薬局実務実習委員会（実務教育研究部門の教員を中心とした委員会）ならびに拡大病院・薬局実務実習委員会（講師以上の教員により構成

される委員会で訪問指導等を担当)を設置し、実務実習に臨むようにしている。

**【2】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施され、さらに、学生保険などの保険に加入していること。**

実務実習では学生が感染を持ち込まず、また感染に抵抗力がある健康体であることが求められるが、本学では入学時の健康診断において麻疹、風疹、ムンプス、水痘、B型肝炎およびC型肝炎についての抗体価を検査し、またツベルクリン反応検査を実施している。その結果ワクチン接種が必要な学生には、接種するように推奨し、4年次において再び麻疹、風疹、ムンプス、水痘、B型肝炎の抗体価の検査を実施しており、その時点でワクチン接種が必要と判定された学生には実務実習に行く前に接種するよう指導している。

実務実習を行う学生（医療薬学専修コース等の学生も含む）は全員接触感染予防を付加した学生教育研究災害傷害保険に加入しており、実習中の怪我や事故をカバーしている。また、実務実習中に器材を破損したり、他人に怪我を負わせたり、実習施設までの通学時の事故に対応するために同保険の付帯賠償責任保険を大学負担で掛けている。

**【3】適正な指導者のもとで実務実習が実施されていること。**

提携病院における実務実習にあたっては、事前に実習指導担当者と綿密な打ち合わせをするとともに、認定実務実習指導薬剤師の資格を有することを確認している。また、薬局における実務実習は関東地区調整機構により割振りされた施設で実施しているため、適正な指導者のもとで実務実習を実施しており、病院・薬局それぞれにおいて本学学生の指導を担当してくださる方に対しては、経歴等を提出いただき、教授会の議を経て、本学の客員講師を委嘱することとしている。

**【4】実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されていること。**

本学学生が、実務実習を行う病院は本学が独自に契約・提携をしているが、大学の付属病院や公立病院等、いずれも一定規模を有する施設であり、また、薬局実習を行う施設は関東地区調整機構により割振りされた施設であるため、病院における実務実習も薬局における実務実習も適正な設備を有する実習施設において行われていると言える。

【5】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【6】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

実務実習における指導および管理には、実務実習モデル・コアカリキュラムの一般目標・到達目標に準拠した富士ゼロックス社製の「実務実習指導・管理システム」を使用（同システムを使用できない施設については実務実習モデル・コアカリキュラムの一般目標・到達目標に準拠した実習帳を作成し対応）しており、学習方法およびスケジュール管理（時間・実習場所）や目標到達度評価など、実習状況の把握などきめ細かいケアが行えるよう整備している。

【7】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

平成25年度の実務実習（病院における実務実習、薬局における実務実習）は、以下の日程で行われており、いずれも、単位認定に必要とされる日数（時間）を下回らない実施内容となっている。

第1期実務実習 平成25年5月13日から7月28日の11週間

第2期実務実習 平成25年9月2日から11月17日の11週間

第3期実務実習 平成26年1月6日から3月23日の11週間

ただし、提携病院である日本医科大学付属病院においては、以下のように実施している。

第1期実務実習 平成25年4月1日から6月30日の12週間

第2期実務実習 平成25年7月1日から9月30日の12週間

第3期実務実習 平成25年10月1日から12月29日の12週間

第4期実務実習 平成26年1月6日から3月31日の12週間

上記実習期間中に問題があり、11週間の実習ができなかった場合は、追加実習を実施することとしている。

【8】事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

実務実習開始前（4月）に、各施設の指導者を対象とした事前説明会を実施している。また、それぞれの指導薬剤師に対して年2回、事前学習（事前実習）見学会を開催するとともに、単位認定方法、評価方法、訪問指導等について説明を行っており、実習期間中は本学の講師以上の教員が各期とも1施設につき3回の訪問指導を行うとともに、実習生に対しては電子メールによる実習状況の確認・意見交換を行っている。

**【9】実習施設との間で、関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導・監督についてあらかじめ協議し、その確認を適切に実施していること。**

実務実習の契約については、実習施設と大学の間で行われるが、契約書の中には関連法令等についての内容も含まれており、実習を受ける学生に対しては事前に説明会（毎年3月上旬に開催）において関連法令の他、守秘義務の遵守などを含め、綿密に指導および打ち合わせを行っている。

**【10】評価基準が設定され、実習施設の指導者と事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、大学において適正な評価が行われていること。**

【8】に記したように、実務実習開始前（4月）に、各施設の指導者を対象とした事前説明会を実施しており、また、それぞれの指導薬剤師に対して年2回、事前学習（事前実習）見学会を開催するとともに、単位認定方法、評価方法、訪問指導等について説明を行っており、実習終了後は、臨床系教員と指導担当教員による成績打ち合わせ会議を、実習終了後1週間以内を目安に本学において行うこととしており、さらに1ヶ月以内には単位認定打ち合わせ会議を開催し、実習生の成績等について検討および情報交換を実施している。その後、実習施設の指導薬剤師の評価を参考に本学の実習委員会において個々の学生の評価を行っている。

**【11】学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。**

実習期間中、本学の教員は実習施設の訪問や電子メールを通して実習生の出欠状況や実務実習モデル・コアカリキュラムの進行状況、実習態度等を確認し、到達目標に達していない場合には、指導薬剤師と対応を協議し、形成的評価を

実施し、学習目標を達成できるように指導することとしている。また、必要があるときは、実習生を大学に登校させ、指導教員が面談指導をすることとしている。

**【12】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取を、実習施設の指導者、教員を交え行われていること。**

実習終了後に本学において、実習生、臨床系教員、指導担当教員、指導薬剤師による実習報告会を開催し、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取をするとともに、実習内容をまとめた冊子を作成している。

## 9. その他

**【1】 当該大学薬学部（または薬科大学）の4年制学科を卒業していること。**

**【2】 実務実習履修時に、薬学系の博士前期課程（修士課程）または博士後期課程を修了していること。**

4年制学科を卒業した者が薬剤師国家試験受験資格の取得を希望する場合、学部在学中の教育内容を考慮し、本学創薬科学科（4年制）を卒業した者のみを対象としており、また、科目等履修生医療薬学専修コースの入学資格は大学院薬学研究科修士課程（博士前期課程）修了者としている。

（修士課程終了後に博士課程（博士後期課程）に進学した者は、博士課程の在学を延長し、科目等履修生医療薬学専修コース同様に薬剤師国家試験受験資格の取得を目指すことを可としている。）